

経済産業省

受託調査

ASEAN 主要国における司法動向調査

2016 年 3 月

日本貿易振興機構（JETRO）

バンコク事務所 知的財産部

2. 意匠権関連判例・審決例

(1) アイソレーター意匠権侵害訴訟 (Nagasima Electronic Engineering v. APH Trading)

① 概要

原告：Nagasima Electronic Engineering Pte Ltd

被告：APH Trading Pte Ltd

裁判所名：シンガポール高等裁判所

判決番号：[2005] SGHC 59

判決日：2005年3月29日

② 当事者

原告：アイソレーターの製造を営むシンガポール法人

被告：アイソレーターの製造を営むシンガポール法人

③ 裁判に至る経緯

原告は、シンガポールの公営住宅（HDB）用のアイソレーターの製造等を営んでいるシンガポール法人で、「CS2002」と呼ばれるシンガポールの公営住宅（HDB）用のアイソレーターの製造、販売を行っており、当該製品に関する意匠（以下「本件意匠」という。）を2000年8月にイギリスにおいて登録したため、自動的にシンガポールにおいても保護されている。

一方、被告も、HDB用のアイソレーターの製造等を営んでいるシンガポール法人で、1996年初旬から「1000A」、「1000B」、「1001B」、「1000E」と呼ばれるHDB用のアイソレーターの製造、販売を行っており、2000年に「1001B」を若干改良したものの、ほぼ同様の「1000L」というアイソレーター（以下「対象製品」という。）をHDBに販売していた。

原告は、対象製品が、本件意匠の意匠権を侵害しているとして、被告に対して、対象製品の製造差止め、引渡しおよび損害賠償を求めて本件訴訟を提起した。これに対して、被告は、本件意匠は、新規性が認められないとして、本件意匠の取消しを求めて反訴を提起した。

④ 裁判所の判断

(i) 本件意匠の取消（被告の反訴）について

(a) 新規性の有無について

裁判所は、まず新規性の有無について検討し、本件意匠の直角のジャックプラグやコネクタの形状は、1986年頃からシンガポールにおいて販売されている製品にも含まれており、本件意匠には新規性が認められないと判断した。

これに対して、原告は、本件意匠は、ジャックプラグのみではなく、ジャックプラグを含む全体を含むものであると主張したが、裁判所は新規性の有無の判断では先行技術に関連する必須又は重要な機能について検討すべきであるとして、原告の主張を退けた。

(b) 登録の可否（意匠法第2条第(1)項(b)(i)）について

次に、裁判所は、本件意匠が、シンガポール意匠法第2条第(1)項(b)(i)に基づき、当該物品が果たさなければならない機能のみによって特定されている意匠に該当し、登録が認められないか否かについて検討した。裁判所は、アイソレーターのTVおよびFMポートの直径、2つのポート間の幅は国際的な基準によって決まっており、また業界の実務としてポートは本体から突き出すような形になるのが通常であり、直角のジャックプラグはスペアのケーブルを巻きつけられるようになっており、本件意匠はこれらの特徴のみから構成されているものであるとし、シンガポール意匠法第2条第(1)項(b)(i)に基づき登録が認められないと判断した。

(c) 登録の可否（意匠法第2条第(1)項(b)(iii)）について

また、裁判所は、本件意匠が、シンガポール意匠法第2条第(1)項(b)(iii)に基づき、当該物品が別の物品に接続し、又は別の物品の中や周りに配置することによって、何れの物品も機能を果たすことができる意匠に該当し、登録が認められないか否かについても検討した。裁判所は、アイソレーターは、ケーシングボックス（壁の中に埋め込むために壁の中に設置されたボックス）やHDBの外壁に設置するための形状を有しているにすぎないとして、シンガポール意匠法第2条第(1)項(b)(iii)に基づいても登録が認められないと判断した。

(ii) 意匠権侵害について

裁判所は、本件意匠を使用している原告の製品と対象製品を比較し、TVおよびFMポートの位置、ジャックプラグの場所等が異なることから、原告の製品と対象製品に類似性はなく、対象製品は本件意匠の意匠権を侵害していないと判断した。

⑤ 判決

裁判所は、被告による意匠権侵害を認めず、原告の請求を棄却し、被告の反訴を認めて本件意匠を取消す旨の判決を下した。

[執筆協力]

TMI Associates(Singapore) LLP

[発行]

日本貿易振興機構 (JETRO)

バンコク事務所 知的財産部

TEL: +66-2-253-6441

FAX: +66-2-253-2020

2016年3月発行 禁無断転載

【免責条項】

本レポートで提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。JETROは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本レポートの記載内容に関連して生じた直接的、間接的、あるいは懲罰的損害及び利益の喪失については一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。これは、たとえJETROがかかる損害の可能性を知らされていても同様とします。

なお、本レポートはJETROが発行時点に入手した情報に基づくものであり、その後の法律改正等によって変わる可能性があります。また、掲載した情報・コメントは著者及びJETROの判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。